

事 務 連 絡
平成 28 年 4 月 28 日

各 都道府県児童福祉主管課 御中

厚生労働省雇用均等・児童家庭局家庭福祉課

「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付事業」に関する Q & A について

児童福祉行政の推進については、日頃よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

先般、「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金の貸付について（平成 28 年 3 月 7 日厚生労働省発雇児 0307 第 3 号）」及び「児童養護施設退所者等に対する自立支援資金貸付制度の運営について（平成 28 年 3 月 7 日雇児発 0307 第 6 号）」を発出したところですが、この度、これまでに各都道府県よりいただいた主なご質問に対する回答について、別紙のとおり取りまとめましたので送付いたします。

【連絡先】

厚生労働省雇用均等・児童家庭局
家庭福祉課指導係 石田、徳山
電話：03-5253-1111（内 7889）
MAIL：shakai-yougo@mhlw.go.jp

(別紙)

事項	質問内容	回答
契約について	親権者からの同意が必要か。	親権者等法定代理人の同意が得られる場合には、書面によりその同意を得ることとする。また、法定代理人の同意が得られないやむを得ない事情がある場合であっても、貸付を行うことで申請者の自立が見込まれる場合には、児童養護施設等の施設長(里親委託児童の場合は児童相談所長)の意見書等により、法定代理人の同意の代わりとすることとして差し支えない。
対象者について	事業開始時点で既に在学中の者は、貸付けの対象となるか。	対象となる。なお、この場合、平成28年1月分までは遡って貸付けを行うこともできる。
	入学当初は親の援助があったが、途中で援助が途絶えてしまった場合は貸付けの対象となるか。	対象となる。
	大学の寮に入寮中であり、措置延長されている場合は、貸付けの対象となるか。	措置延長され、措置費の対象となっている場合には、対象とならない。
	大学に進学して、進学者向けの貸付けを受けていたが、大学を中途退学して就職した場合は、そのまま貸付けの対象となるか。	対象とならない。
	大学卒業後、大学院に入学した場合は、正規修学年数の期間は新たな貸付の対象となるか。	大学院に入学した場合は、貸付の対象とならない。
	広域入所で他県の施設に入所等をしていた場合は、措置元の自治体の事業者に申請をするのか、入所していた施設がある自治体の事業者に申請をするのか。	入所していた施設がある自治体の事業者に申請を行う。
	例えば、1カ月間だけ里親に委託され、進学や就職を機に委託が解除された場合でも貸付けの対象となるか。	進学や就職直前の1か月間を委託するケースがあるのか疑問があるが、委託期間の長短は問わない。
	施設退所後に一定期間経過した後、進学又は就職した場合は貸付の対象となるのか。	進学や就職を機に退所した者でなければ、対象とならない。したがって、退所した時点で進路が決まっていないことがないよう、自立に向けて計画的に支援することが必要である。
	進学又は就職により措置解除された後、私的契約によって施設内で生活している場合であっても、生活支援費の貸付けの対象となるか。	対象となる。
	高専に2年間在籍し、大学へ3年生から編入した場合、高専在籍の2年間及び大学3年～4年の2年間、合計で4年間分が貸付の対象となるか。	高専在籍中及び大学在学中の4年間が対象となる。
対象経費について	社宅等が準備されている会社等に就職する場合、社宅(自前の社宅、借り上げアパート等)であったとしても、少額でも賃料がかかれば家賃支援費の対象と考えてよいのか。また、会社から住宅手当が支出されている場合の取扱いはどのようなものか。	家賃として賃料が発生していれば、その分について対象となる。また、会社から住宅手当が支出されている場合は、家賃から住宅手当額を差し引いた額について、貸付の対象となる。
	まかない付き(食事付き)の寮のような形態の場合、食費等(食費、光熱水費、共益費...)も含めて「家賃」と考えて良いか。	食費等は除くこととし、家賃のみを対象とする。
返還について	事業実施主体は、就職者の離職や進学者の退学をどのように把握するのか。	在学状況や在職状況については、可能な限りこまめに確認することが望ましいが、貸付の適正性や貸付対象者等の負担等を考慮のうえ、実施主体の裁量によって決定して差し支えない。

事項	質問内容	回答
返還について	返還の債務の当然免除となる要件として、「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、5年間の起算点は、貸付を開始した月からなのか。 (例えば、平成27年4月に就職しており、貸付開始は就職して2年目の平成28年4月からの場合、起算点は平成27年4月と平成28年4月のどちらになるのか。)	就職した月を起算点とする。 具体例については、平成27年4月を起算点とする。
	返還の債務の当然免除となる要件として「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、雇用形態は正規雇用に限定されるのか。	就業の考え方については、以下の通りとする。 ①1週間の所定労働時間が20時間に満たない場合は除く。 ②1日当たりの労働時間については特段の定めは設けない。
	返還の債務の当然免除となる要件として「5年間引き続き就業を継続したとき」とあるが、どのような考え方が。	5年間の就業継続についての考え方は以下の通りとする。(表欄外の図も参照) ①一旦離職したが、再就職のために求職活動を行っている場合には、求職期間中も、継続して就業しているものとみなして、就業継続期間に算入する。ただし、算入できる期間は最長1年間とし、また、自立を支援するという本事業の趣旨を踏まえ、必ず実際に就業した状態で5年間の期間満了を迎えること。 このため、求職期間中に5年経過した日を迎える場合には、再就職した日を以て5年間引き続き就業を継続したものとみなす。 なお、1年間を超える求職期間については、就業継続期間に算入はしないが、就業しているものとみなして、裁量猶予の対象とする。 ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により離職したが、その理由が止んだ後に再就職が見込まれる場合は、引き続き就業を継続しているものとみなす。ただし、当該離職期間は就業継続期間に算入しない。(その他やむを得ない事由は、就業を継続することが困難であると客観的に判断できる場合とする。)
	求職活動を行っている場合とは、具体的にどのような場合をいうのか。	就労支援機関等に求職登録をしたうえで、以下のいずれかに該当する場合をいう。(④の場合は登録は不要とする。) ①月1回以上求人への応募を行った場合 ②次のような就職の可能性を高める相互の働きかけがある活動を原則月2回以上行っている場合 ・公共職業安定所、許可・届出のある民間需給調整機関(民間職業紹介機関、労働派遣機関等をいう。)が行う職業相談、職業紹介等 ・公的機関等(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構、地方自治体、求人情報提供会社、新聞社等)が行う求職活動に関する指導、個別相談が可能な企業説明会等 ※このため、単なる職業紹介機関への登録、知人への紹介依頼、公共職業安定所・新聞・インターネット等での求人情報の閲覧等だけでは求職活動には該当しない。 ③公共職業安定所長の指示・推薦により公共職業訓練等を受講する場合、就職支援計画に基づき求職者支援訓練を受講する場合、公共職業安定所の指導により各種養成施設に入校する場合及び公共職業訓練等や教育訓練給付の対象訓練等を受講している場合 ④障害者総合支援法における就労系障害福祉サービス(就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業)等を利用している場合 なお、これらの求職活動を行っていることについては、就労支援機関等による証明書により確認するものとする。
	資格取得貸付については、取得した資格と関連する就職先に限定されるのか。	結果として取得した資格とは関係ない企業等に就職しても差し支えない。

事項	質問内容	回答
措置費や他貸付等との併用について	措置費の支弁(就職支度費、大学進学等自立生活支度費等)と併用は可能か。	措置費の支弁と貸付を併用して差し支えない。 なお、生活支援費及び家賃支援費について、対象経費を同じくする他の国庫補助事業との併用は不可とする。
	各種奨学金(日本学生支援機構等)との併用は可能か。	民間団体の実施する各種奨学金と合わせて貸付を受けても差し支えない。
	進学者として大学在学中に貸付を受け、卒業後に改めて就職者として貸付を受けることは可能か。	大学卒業後に就職者として貸付を受けることはできない。

<就業継続期間の取扱い>

